

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

仙台圏



大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圏



消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆テレビショッピングのトラブルにご注意
- ◆ウェブサイト閲覧中のニセ警告音にだまされないで
- ◆チラシを見て頼んだ廃品回収で、思いがけない高額請求
- ◆借金の返済に困ったら



2018

October
10 月号

第103号



テレビショッピングのトラブルにご注意



テレビショッピングを見て健康食品を注文し、商品が届いて代金も支払った。1ヶ月後、何も頼んでいないのに同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。



★アドバイス★

- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、つつい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいますが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品出来る可能性があります。
- 困ったときは、早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



ウェブサイト閲覧中のニセ警告音にだまされないで

パソコンでインターネットに接続中、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」等という警告画面が表示されたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。



パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し、止まらなくなりました。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に連絡してしまいました。電話の相手が、1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。

★アドバイス★

- 画面で表示される内容は、電話をかけさせるための何の根拠もない「単なる騙し」にしか過ぎません。警告音や画面を消す方法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。
- 画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に電話をしてはいけません。
- 困ったときは、お住まいの消費生活相談窓口へ早めにご相談ください。

チラシを見て頼んだ廃品回収で、思いがけない高額請求



事例

チラシを見て、廃品回収を事業者へ依頼した。チラシには「廃品回収代金が8万円」と書かれていたが、実際には47万円請求され、支払ってしまった。



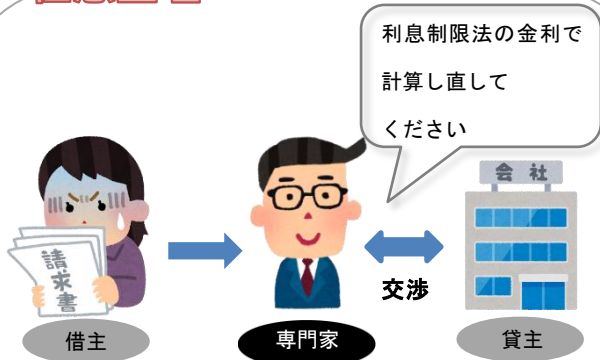
★アドバイス★

- 投げ込みチラシ等を見て事業者へ廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約出来るとは限りません。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市町村のルールに従って行いましょう。処分について不明な点がある際は、市町村に確認しましょう。
- 一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。
- 困ったときは、お住まいの消費生活相談窓口にご相談ください。

借金の返済に困ったら

借金（債務）が予定どおりに返済できなくなると、精神的に追い詰められてしまうことがあります。債務を整理する手続きには4つの方法がありますが、借金の額や収入、資産などによって適した方法が異なります。一人で抱えこまず、まずは消費生活センターや弁護士などの専門家に相談しましょう。

1. 任意整理



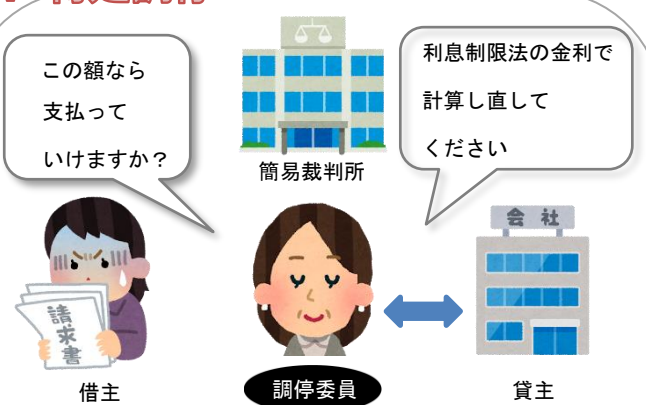
弁護士や司法書士が借主の代理人として、裁判所を使わずに貸主と交渉し、借金の返済方法や金額を決め直します。代理人の介入後、借主への取立ては止まります。

長所：早期の柔軟な解決が可能。

注意：貸主の合意が必要。

※2、3、4の手続きでも債務整理の過程で取立ては止まる。

2. 特定調停

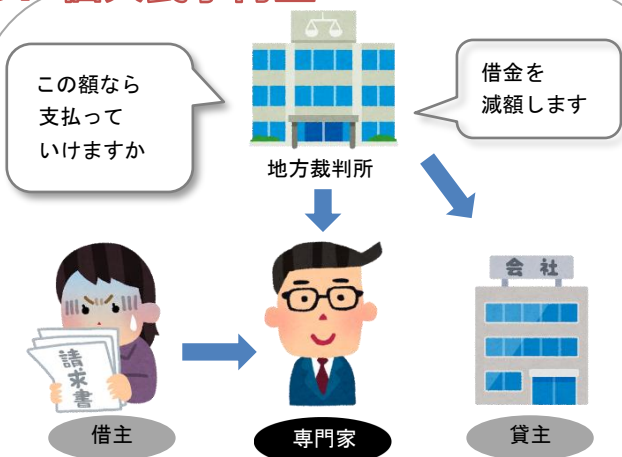


簡易裁判所に申し立て、調停委員の仲介で貸主と借金の返済方法や金額を決め直します。

長所：手続きが容易。自分で申し立てれば弁護士等に依頼するより費用が抑えられる。

注意：貸主の合意が必要。調停に従った支払ができないと強制執行されるおそれあり。

3. 個人民事再生

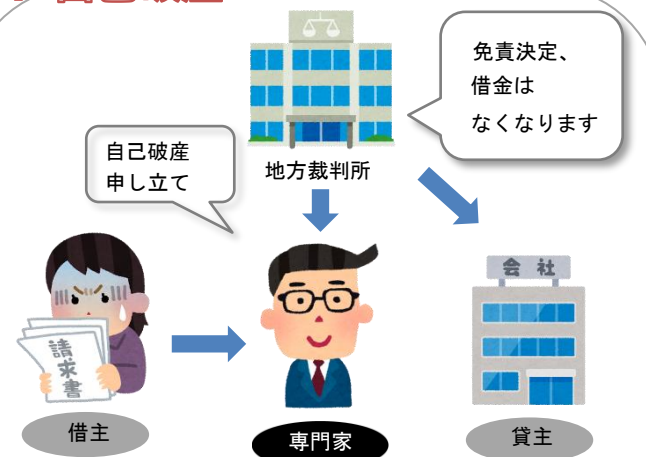


地方裁判所に申し立て、借金の一部を決められた期間で支払うことを条件に残りの借金を免除してもらいます。

長所：持ち家を残せる場合があることなど。

注意：手続きが複雑で、時間や費用がかかる場合がある。定期的な収入が必要。

4. 自己破産



地方裁判所に申し立て、財産があれば債権者に分配し、借金を全額免除してもらいます。

長所：免責許可が下りれば借金の返済義務がなくなる。一定の財産（99万円までの預貯金など）を残せる。

注意：住宅や自動車等の所有資産を失う可能性がある。



県では、11月下旬～12月上旬に、多重債務無料相談会を実施します！
詳細は次号に掲載予定です。